

「ふるさと坂出応援寄附」謝礼品協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税(寄附金)を活用した坂出市への「ふるさと坂出応援寄附」を促進することに加えて、坂出市の魅力を発信し、かつ坂出市の地域産業の活性化に寄与することを目的として、坂出市への寄附者に対して贈呈する謝礼品を提供する事業者(以下、「協力事業者」という。)を募集します。

2 協力事業者の要件

協力事業者は下記の要件を全て満たしてください。

- (1) 各種法令等に従った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 謝礼品の配送は、坂出市または2(7)記載のふるさと納税寄附管理等委託事業者からの発注に基づき協力事業者において行うことになるため、電子メールやFAX等が使用できる環境を有し、発注書の受付および配送作業が行える体制が整っていること。ただし、協力事業者が、自ら謝礼品の配送を行うことができない場合は、坂出市と協議のうえ、別の第三者(以下、「配送事業者」という。)において配送することができます。その場合は、配送事業者についても、本要領の2((2)を除く)、4、5、8、9を遵守すること。
- (4) 謝礼品の手配依頼後、謝礼品管理、配送、苦情処理等の対応ができること。
- (5) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)および関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことができること。
- (6) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (7) 坂出市においては、謝礼品の発注および配送管理などに関する業務について、ふるさと納税寄附管理等委託事業者(以下、「委託事業者」という。)へ委託していることから、謝礼品として坂出市に承認された後、委託事業者と謝礼品の配送等に係る契約を取り交わすこと。

※ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、坂出市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、謝礼品の協力事業者として登録できません。

3 謝礼品の要件

次の要件をすべて満たしている商品等を募集します。

- (1) 坂出市の魅力を発信し、地域産業の振興等につながる要素をもつ商品等であること。
 - (2) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
 - (3) 品質および数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できる場合は、この限りではありません。
 - (4) 坂出市または委託事業者からの発注があれば、原則、1週間以内に発送できる商品であること、および全国に配送対応が可能な商品であること。ただし、事前に坂出市と調整し、発送時期および発送可能地域を明示した上で受付を行うものはこの限りではありません。
 - (5) 食料品の場合は、寄附者に謝礼品が到着後、少なくとも1週間の賞味(消費)期限が保証されていること。なお、生鮮食料品についてはこの限りではありませんが、謝礼品の配送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、謝礼品が鮮度を保たれた状態で寄附者の手元に届くよう配慮してください。生花等、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様の配慮を行ってください。
 - (6) 寄附者の配送希望日が特定の日に集中する可能性がある商品については、その対応が可能な体制が構築されていること。
 - (7) 宿泊施設・サービスの利用券等については、坂出市内で提供されるものに限る上、有効期限については、原則、発行日から6ヶ月以上あること。(感染症の拡大等により当該施設やサービスの提供が休止されている場合においては、利用期限の延長対応が可能であること。)
 - (8) 各謝礼品の提供に必要な寄附金額については、各謝礼品の商品代金が寄附金額の3割以下の範囲内となるよう、坂出市が個別で定めることとし、商品代金には荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格での提案であること。
 - (9) ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準等を定めた平成31年総務省告示第179号第5条において総務大臣が定める基準に適合する謝礼品であること。
- (地場産品基準の例) ※以下のいずれかに該当するものとなります。
1. 坂出市内において生産されたものであること。
 2. 坂出市内において謝礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 3. 坂出市内において謝礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部

分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が、食肉の熟成また玄米の精白である場合には、香川県内において生産されたものを原材料とするものに限ること。

4. 謝礼品等を提供する坂出市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限り）であること。

5. 坂出市の広報の目的で生産された坂出市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から坂出市の独自の謝礼品等であることが明白なものであること。

6. 前各号に該当する謝礼品等と当該謝礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該謝礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。

7. 坂出市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が坂出市に相当程度関連性のあるものであること。

(10) 坂出市が求める場合に、謝礼品等の試食、試飲、目視等による品質等の確認やサービスについては現場での目視等による役務内容の確認が、原則として無償でできること。

4 謝礼品の送付等

(1) 坂出市または委託事業者は、寄附者からの謝礼品の申込みがあったときは、所定の様式をもって協力事業者（または配送事業者）に出荷依頼し、出荷依頼を受けた協力事業者（または配送事業者）は、速やかに謝礼品を寄附者に送付してください。

(2) 坂出市が求める場合は、謝礼品を送付する際に坂出市が提供する資料を同梱してください。

5 費用負担

(1) 謝礼品の代金および送料は、坂出市が負担します。（一部例外あり。）

(2) 寄附者からの謝礼品の品質等に関するクレームにより謝礼品の回収および再配送を行った場合にかかる費用、代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、坂出市から公金を支出することはできません。

6 協力事業者の特典等

- (1) 坂出市ホームページおよび坂出市が利用するふるさと納税ポータルサイト等に謝礼品の画像、品名、事業者名などを掲載します。(坂出市が利用するふるさと納税ポータルサイトは、追加、変更することがあります。)
- (2) 謝礼品の発送に当たって、送料に影響しない範囲において、自社のチラシ等を同梱して発送することができます。

7 募集期間

随時募集を行います。

8 申請方法等

委託事業者が指定する書類に必要な事項を記載の上、関係書類等を添え委託事業者へ提出してください。

(申請にかかる費用は、協力事業者の負担となります。)

9 その他留意事項

- (1) 協力事業者（および配送事業者）は、坂出市または委託事業者から提供された寄附者の個人情報と個人情報の保護に関する法律、関係法令等を遵守し、適正に取り扱い、坂出市または委託事業者から提供された寄附者の個人情報を、謝礼品の送付以外の目的に使用することができません。
- (2) 謝礼品は、寄附者が選択した場合に限り送付を依頼するため、送付を依頼しない場合もあります。
- (3) 協力事業者は、謝礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について坂出市および委託事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による保証やクレームなどについて、協力事業者は、誠実に対応するものとします。
- (4) 坂出市は、謝礼品が「3 謝礼品の要件」に定める条件に適合しなくなると認める場合や、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により謝礼品としてふさわしくないと判断した場合、または、謝礼品として選択されることが少ない商品については、謝礼品としての登録を中止する場合があります。
- (5) 坂出市は、協力事業者が本要領の条件に適合しなくなった場合、本要領の定め違反する行為、坂出市の信用が失墜するような行為があった場合、または、坂出市に損害を及ぼす行為があった場合には、協力事業者の認定を取り消す場合があります。

(6) このほか、本要領に定めのない事項については、別途坂出市と協議の上、決定するものとします。